

No. 27

2003年12月発行

淀川水系 流域委員会 委員会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

- 第27回委員会の内容.....P.1
- 第27回委員会の説明資料より抜粋.....P.3
- 配付資料リスト.....P.14
- 委員会 委員リスト.....P.15
- これまで開催された会議等について.....P.17
- 配付資料及び意見書の閲覧・入手方法・ご意見受付.....P.18

平成15年12月9日(火)、第27回委員会が行われました。



【大阪国際会議場にて】

第27回委員会の内容

「淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書」のとりまとめまでの経緯や構成について説明が行われた後、意見書の内容について承認されました。その後、今後の流域委員会について説明が行われ、承認されました。

第27回委員会結果報告

庶務作成

開催日時：2003年12月9日（火） 16：00～18：40

場 所：大阪国際会議場 3階 イベントホール

参加者数：委員41名、河川管理者20名、一般傍聴者387名

1 決定事項

- ・資料2-1「淀川水系流域委員会 意見書（案）031209版」を流域委員会の意見書として確定した（委員会終了後、意見書提出式にて河川管理者に提出した）。
- ・資料3-2「今後の淀川水系流域委員会について（案）」（現委員の任期が満了する2005年1月末まで現体制を継続し、2005年2月より新体制に刷新する等）について承認され、河川管理者に提示した。

2 審議の概要

①意見書とりまとめまでの経緯について

資料1「意見書とりまとめの経緯」を用いて、意見書の構成及び作成経緯等が説明された。

②淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書について

資料2-1「淀川水系流域委員会 意見書（案）031209版」および資料2-1補足「意見書 説明資料～新たな川づくりを目指して～」を用いて説明が行われ、意見書（案）021209版が承認された。

③今後の淀川水系流域委員会について

資料3-1「『今後の淀川水系流域委員会について（案）』検討の経緯」、資料3-2「今後の淀川水系流域委員会について（案）」を用いて説明が行われ、資料3-2が承認された。

④一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者4名より「意見書でダムについて中止を明言していないことに物足りなさを感じた。ダムに代わる省庁を越える治水や治山についてもっと言及してほしい。」
「参考資料1に掲載されている意見、基礎原案にかかるダムに関する対案（No.426）

をご一読頂きたい。委員会は提言と意見書の基本姿勢を堅持して今後も活動頂きたい」「この流域委員会の方式をこれからも生かしてほしい。費用が膨大にかかったと聞いているが、民主主義のコストと理解している。これを無駄にしないようにして頂きたい」「情報公開、住民参加について、まだ実際に地元の声が反映されていないと感じている。川の文化について国全体で考える方向で努力して頂きたい」等の発言があった。

⑤今後の予定

確定した意見書に関する下記の予定が確認された。

- ・一般の方々を対象とする意見書についての説明会を来年2月頃に開催する。具体的内容については、次回運営会議（2004年1月初旬を予定）にて検討する。
- ・意見書の内容について、河川管理者より疑問点等を提示頂き、それを受けて、運営会議等で対応を検討する。委員会等公開の場でやりとりを行う方向で検討する。

⑥その他

- ・河川管理者より「以前の琵琶湖部会での議論を受けて、淡海の川づくり検討委員会と淀川水系流域委員会の懇談会（委員一個人の立場で参加頂く）を河川管理者主催で2004年1月中を目途に開催したいと考えている。ご参加のほど、よろしくお願いしたい」との連絡があった。
- ・近畿地方整備局河川部長より「発足以来2年10ヶ月に渡り熱心に議論して頂いた委員の皆様はじめ、一般傍聴やホームページ等を通し意見を頂いた方々、関係自治体等にも深く感謝したい。今後も、意見書および住民や自治体の意見を十分に尊重し、整備計画策定に向けて最大限の努力をしていきたい」旨のお礼が述べられた。

以上



第27回委員会の説明資料より 抜粋

■意見書説明資料 ～新たな川づくりを目指して～ より

第27回委員会では、資料2-1「淀川水系流域委員会 意見書 案」031209版」および資料2-1補足「意見書 説明資料 ～新たな川づくりを目指して～」をもとに意見書の内容について説明が行われ、「意見書 案」031209版」を意見書とすることに承認されました。以下に、説明資料より主なポイントを抜粋して掲載いたします。

目次構成

意見書1 淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書

委員会意見

はじめに

I 基礎原案本文に対する意見

- 1 河川整備計画策定・推進
- 2 河川環境
- 3 治水・防災
- 4 利水
- 5 利用
- 6 維持管理
- 7 ダム
- 8 関連施策
- 9 住民参加

II 具体的な整備内容シートに対する意見

- 1 河川整備計画策定・推進
- 2 河川環境
- 3 治水・防災
- 4 利水
- 5 利用
- 6 維持管理
- 7 ダム
- 8 関連施策

おわりに

部会意見

琵琶湖部会意見
淀川部会意見
猪名川部会意見

環境・利用部会意見
治水部会意見
利水部会意見
住民参加部会意見

意見書2 計画策定における住民意見の反映についての意見書

はじめに

- 1 住民参加と住民意見の反映の基本的な考え方
- 2 住民意見の聴取・反映・公表等の手法について
- 3 これまでの一般意見聴取の取組みとその総括
- 4 対話集会の考え方と実際
- 5 より望ましい住民意見の聴取・反映に向けた研究と開発

おわりに

淀川水系流域委員会：意見書までの歩み

- 平成12年7月 淀川水系流域委員会準備会議設立
- 平成13年2月 淀川水系流域委員会設立
- 平成14年5月 「中間とりまとめ」発表
- 平成15年1月 「新たな河川整備をめざしてー淀川水系流域委員会提言」発表
- 平成15年9月 「河川整備計画基礎原案」発表
(近畿地方整備局)
- 平成15年12月 「意見書」発表

新たな川づくりの理念

- ◆環境：河川や湖沼の環境の保全・再生を重視した河川整備
- ◆治水：超過洪水・自然環境を考慮した治水
地域特性に応じた治水
- ◆利水：水需給が一定枠内でバランスさせる水需要管理
- ◆利用：河川生態系と共生する利用

淀川水系河川整備計画基礎原案 目次

はじめに

- 1 流域の概要
- 2 現状の課題
- 3 河川整備の基本的な考え方
- 4 河川整備の方針
- 5 具体的な整備内容

実施と検討、見直し

基礎原案

- 実施：今後速やかに実施
- 検討・見直し：今後、実施の可否も含めて、検討・見直しを行い、検討・見直しの結果が出た時点で、流域委員会や住民、自治体等の意見を聴いたうえで「決定する」

意見書

- 実施：付帯すべき条件はなにか
- 検討・見直し：検討・見直しに際しての留意事項

対象範囲・対象期間

基礎原案

- 対象範囲：指定区間外区間(大臣管理区間)
- 対象期間：20～30年

意見書

- 対象範囲：水系全域への適用が必要
- 対象期間：概ね適切

情報公開・連携・協働

基礎原案

- 1 情報の共有と公開および意見交換
 - 対話集会等の継続的設置・情報公開
- 2 住民との連携・協働
 - 河川レンジャー(仮称)の任命
- 3 自治体・他省庁との連携
 - 「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」の設置

意見書

- 1 対話集会継続賛成・不利な情報の提供必要
- 2 河川レンジャー制度の発展を期待。流域委員会も支援
- 3 十分な情報共有が必要

河川環境

基礎原案

1. 河川環境のモニタリングの実施・評価・公表
2. 河川環境の保全・再生の指標の設定
3. 河川環境のための施設の改善

意見書

- ❖ いずれも重要
- ❖ 学識経験者の協力
- ❖ モニタリング結果の活用が必要

河川形状

基礎原案

1. 横断方向の河川形状の修復
 - 水陸移行帯の保全・再生
2. 縦断方向の河川形状の修復
 - 魚道
3. 湖と河川や陸域との連続性の確保と修築

意見書

1. ゆるやかな形状変化
2. 低落差化、下流床固への配慮

生態系

基礎原案

1. 生物の生息・生育環境の保全・再生
2. 外来種対策の推進

意見書

2. の外来種問題は、
 - ❖ 国際化時代の宿命
 - ❖ 魚類だけでなく、植物や動物の分野も大きな問題
 - ❖ 関係省庁・自治体・住民との連携がとくに重要

景観、生態・生育環境に配慮した工事の施工

基礎原案

1. 新設・改築する施設等の周辺景観との調和
2. ダム湖法面の裸地対策
3. 樹林帯等の保全
4. 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工

意見書

1. 「土地がもつさまざまな生態的特性の総合」の視点を
2. 問題も多いため慎重な検討を
3. 治水などに支障がないかぎり、保護・育成
4. 観ね適切

水位

基礎原案

1. 淀川大堰における試行
2. 瀬田川洗堰における試験操作
3. 琵琶湖の急速な水位低下と低水位の長期化の抑制、など

意見書

- ❖ いずれも必要
- 3. については、事業中のダムと関連する施策は、調査検討中でダム事業自体が未決着

水量

基礎原案

1. ダム・堰における攪乱操作
2. 維持流量の調査・検討(瀬切れ・水質汚濁)
3. 瀬田川洗堰および天ヶ瀬ダムにおける漸減操作の検討、など

意見書

1. 3. 治水利水への影響と操作の効果の確認
2. 問題の深刻さから、早期の決着が望まれる
ただし、利水者等の協力が必要

洪水

治水の理念の転換

- ◆ 提言では、治水の考え方を大きく変えることを提案

- ◆ 「水害の発生を防止する」から、「水害による被害を軽減する」に転換

- ◆ この点に関しては、河川管理者と流域委員会はほぼ同じ認識

洪水（流域対応）

基礎原案

- ❖ 河川対応よりも先に流域対応が記載
- ❖ 流域対応を、①自分で守る、②みんなで守る、③地域で守る、に分類

意見書

- ❖ 流域対応を重視する姿勢を見せた点は適切
- ❖ ネーミングは簡潔明瞭で、分かりやすい
- ❖ 「自分で守る」個人からの「情報を収集」が欠如
表現は、個人の注意を喚起する利点
- ❖ 「みんなで守る」数人～数十人の集団としてどう対応するか

水質

基礎原案

1. 琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)設立の検討
2. 琵琶湖の水質保全対策
3. ダム湖の水質および放流水質保全対策
4. 河川の水質保全対策、など

意見書

- ❖ いずれも重要な事項で、早期の実施・検討
- 1. の協議会では、河川管理者の挑戦の意欲を高く評価
「河川の流入総負荷量管理」が欠落

土砂

基礎原案

1. 土砂動態のモニタリングの実施
2. 森林の保全・整備
3. 土砂移動の連続性の確保
4. 砂防施設の整備

意見書

- ❖ 河川では、土砂移動が河川形状や環境を支配
- ❖ 中長期的な動的平衡が望ましいが、短期的・局所的に平衡を失うことは不可避
- ❖ 人為的操作も必要だが「川が川をつくる」のを手助けするという姿勢を堅持

洪水（堤防強化）

基礎原案

- ❖ 堤防の脆弱性を認識
- ❖ 堤防の強化として「高規格堤防」と「堤防補強」

意見書

- ❖ 堤防の強度(脆弱性)に触れたことは高く評価
- ❖ 「高規格堤防」時間・費用が大
左岸と右岸との治水安全度の格差に配慮
- ❖ 「堤防補強」技術的に未解明な問題が山積
技術的な問題を検討する「淀川堤防強化検討委員会」の早期の成果に期待
- ❖ 堤防強化地区の選定基準については観ね適切

洪水（狭窄部上流の浸水被害解消）

基礎原案

- ❖ 保津峡、石倉峡、飯橋は当面閉鎖しない
- ❖ 既往最大規模の洪水に対する治水被害の解消を目標とし、対策を検討
- ❖ 保津峡・大井田ダムへの利水容量の削減による旧古ダム治水強化、等
- ❖ 石倉峡・川上ダムによる治水、等
- ❖ 飯橋・赤野川ダムへの利水容量の削減による一極ダム治水機能強化、等

意見書

- ❖ 開削するかのような希望を与えてきたこれまでの姿勢を改めたことの影響は大きい
- ❖ 既往最大規模の洪水の活用、浸水被害の「解消」の理由
- ❖ 上記のダムはいずれも調査検討を継続 前提として不確定

洪水（琵琶湖沿岸の浸水被害軽減）

基礎原案

- 琵琶湖からの放流量を増大させるには、瀬田川流堰の放流能力の増大、瀬田川下流の流下能力の増大、直越峡谷の流下能力の増大、天ヶ瀬ダムの放流能力の増大、宇治川堤の島地区の流下能力の増大、という一連の事業を検討・実施

意見書

琵琶湖沿岸での「河川利用」と「流域利用」が「具体的な整備内容」では欠落
 瀬田川流堰の放流能力の増大と瀬田川下流の流下能力の増大、直越峡谷の流下能力の増大、歴史・景観等の観点から河川利用は不適切
 宇治川堤の島地区の流下能力の増大、歴史・景観等の観点から河川利用は不適切
 天ヶ瀬ダムの放流能力の増大、増大することは適切、増大量は総合的な評価と
 により事業については、代替案による検討を加え、さらに検討する必要

利水の理念

<提言>

- ◆これまで：水需要が拡大するという予測に応じ、水資源開発を行ってきた
- ◆これから：水需給が一定の枠内でバランスされるように水需要を管理・抑制する水需要管理へと転換する必要

高水敷利用

- ◆河川敷の利用への要求も大きい
- ◆堤内地における公園や運動広場が不十分：河川敷の利用を希望

↑

- ◆「河川生態系と共生する利用」から、これらの排除を望む声も

高水敷利用

基礎原案

- ◆本来河川敷以外で利用するものについては縮小していくことを基本とする
- ◆具体的な内容は、河川保全利用委員会(仮称)を設置し、個々の案件ごとに判断する

意見書

五虫色の方針
 「河川生態系と共生する利用」を大原則として、運動場については堤内地への移転を、長期的には解消することを要望
 違法行為の対策、ホームレスへの対応、迷惑行為の対策については厳格適切

利水の理念

基礎原案

- ◆利水の基本的な考え方として「水需要の抑制」
- ◆さらに「水需要予測の見直しを踏まえ、既存水資源開発施設の運用や新規施設の計画の内容を見直す」「水需要の抑制を図るべく利水者や自治体との連携を強化する」

意見書

水需要管理へ一歩踏み出したものとして注目に値
 「水需要抑制」を行う理由が明確にされていない
 「利水を目的とする新規の水資源開発は原則として行わない」ことを明確に

利水の整備内容

基礎原案

1. 利水者の水需要の精査確認
2. 水利権の発掘しと利用促進
3. 建設ダム等の効率的運用による高水対策の検討および実施
4. 治水対策会議を組織改正等

意見書

1. 利水者の水需要の精査確認：これまでの水需要予測と実績が乖離した原因の検討、「精査確認」水利権更新の際に行うは説明不足
2. 水利権の発掘しと利用促進：積極的な姿勢を要望、農業用水の許可水利権化の促進、地域の水利権に関する要望への配慮等は厳格適切
3. おおむね適切
4. 重要
水需要の精査確認や水需要予測と、原単位の早急な公表も

舟運

基礎原案

- ◆主として防災上の観点から推進

意見書

船舶等の航送波による水辺の侵蝕、浄水場取水口への濁水侵入、油や排気ガスによる水質汚染など自然環境への影響の観点から、慎重な検討が必要
 「淀川舟運研究会」、「淀川大堰開門検討委員会」の検討内容等のより徹底した情報公開、「淀川環境委員会」との情報交換、環境保全に関わる学識経験者、住民・住民団体の参加による総合的な検討を

漁業

基礎原案

- ◆「河川環境を保全・再生し、結果として水産資源の保護・回復につながる」

意見書

基本方針は概ね適切
 基本方針を河川管理者、内水面漁業者とともに、全河川での共通の認識に
 内水面漁業者：アユなど経済魚種のみを対象
 一淀川水系がもつ本来の多様な生態系を保全に
 住民や自治体と連携し、漁業が持続的に行えるように配慮
 琵琶湖の湖相部の有機性堆積物増加に対する適切な方策の検討、実行を

利用の理念

<提言>

- ◆これからの利用は「河川生態系と共生する利用」
- ◆「川でなければならない利用」「川に活かされた利用」を優先
- ◆利用者のニーズの大きさと河川環境の保全の評価が課題

↑

自然が失われた都市空間で暮らす人々の川の利用への要求が大きくなるにしがたい、さまざまな問題が発生

水面利用

- ◆水上オートバイやプレジャーボートの利用増加にしがたい水質汚染や事故が懸念
- ◆規制が必要となってきている
- ◆その一方で、自然を体験する貴重な場であり、河川に関わる人材の育成や環境教育の推進を望む声も高くなってきている

意見書

水面利用に関して基礎原案に示された施策は概ね適切
 関係機関や自治体・住民等と連携

ダムについての基本的な考え方

<提言>

- ◆流域委員会は、ダムの役割を十分認識し、その建設を全面的に否定するものではない
- ◆しかし、自然環境および地域社会へ及ぼす影響が大きい

↑

- ◆提言では、新たなダムは「原則として建設しない」とした

ダムについての基本的な考え方

基礎原案

- ◆「ダムは、水没を伴い、河川環境を大きく改変することも事実である」
- ◆他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合において、ダム建設に伴う社会環境、自然環境への影響について、その軽減策も含め、他の河川事業にもまして、より慎重に検討したうえで、妥当と判断される場合に実施する」

意見書

他の河川事業にもまして、より慎重に検討する」としたことは正しい姿勢と評価
 「妥当」の判断のなかに、提言に示した「社会的合意」が欠落、重大な不備

ダムの問題点

<提言>

- ◆ダム建設を計画する者の情報公開と説明責任を果さなければならない事項を指摘
- さらに次の事項についての説明が必要

ダムの問題点

環境

- ※基礎原案ではダムの有効性に「環境面での利点」を新たに追加
- ※「一方(琵琶湖)の環境を改善するために、他方(丹生ダム)の環境を悪化させる」ことを利点とする論議は可か

治水

- ※計画洪水として、どのような洪水をなぜ採択したのか
- ※どのような大洪水に対しても被害を回避・軽減しようとする場合でも、ダムが優位なのか
- ※河川対応と流域対応を併用した場合と比較しても、ダムが優位なのか

丹生ダム

基礎原案

1. 「琵琶湖水位の急速な低下と低水位の長期化の抑制」
2. 「淀川水系における異常洪水時の緊急水の補給」
3. 「桂川・高時川の河川環境の保全・再生」
4. 「桂川・高時川の洪水被害軽減」

意見書

1. 琵琶湖の自然環境改善効果の明示 環境振替の問題
2. 洪水時に緊急補給用に一定の水量の確保が不確実
3. 灌漑期に発生する「漏切れ」を解消し、前2者との整合性
4. 一定の有効性 超過洪水も視野に入れた河道整備の充実が必要 高時川河川敷の樹木が放置など河川管理に問題

余野川ダム

基礎原案

1. 「狭帯部上流多田地区の浸水被害の軽減」のための「一庫ダムの治水機能強化」が必要で、一庫ダムの堆砂容量の活用や余野川ダムへ「利水容量の一部の振替」を行う
2. 余野川ダムは「下流部の浸水被害の軽減」にも役立つ

意見書

- ※「多田地区の浸水被害の軽減」:「既往最大規模の洪水」を目標とした被害軽減達成の実現性に疑問
- ※「一庫ダムの治水機能強化」:多田地区の浸水被害はある程度軽減されるものの、ダムの集水圏種から見て限定的
- ※「利水容量の振替」:大井川と類似
- ※「下流部の浸水被害の軽減」:余野川ダムの集水圏種を考慮した浸水被害の軽減度の明示

ダムの問題点

利水

- ※これからの利水に、新たな水資源開発が必要なのか
- ※新たな水資源開発の理由としての利水安全増進下の科学的根拠は?
- ※利水振替:集水圏が離れ、集水圏種も異なるダムで、側容量が同じであっても、同等の利水機能の振替になるのか

経済性と社会性

- ※総合的なライフサイクルコストの考慮:
 - ダム本体の建設・維持管理費・水質改善などの環境対策費、失われる環境の価値、構造物としての寿命が尽きた場合の対策費
- ※社会的問題の解決策
 - ダムの構築時から社会的混乱
 - ダムの構想による社会基盤や河川整備の遅れ
 - 事業中のダムのいかに進めらす、これらの問題の解決を

大戸川ダム

基礎原案

1. 「琵琶湖の急速な水位低下の抑制」
2. 「白川ダムの利水容量の振替」
3. 「大戸川の洪水被害の軽減」
4. 「下流部の浸水被害の軽減」

意見書

1. 抑制効果は認められる、それが琵琶湖の自然環境にどの程度の改善をもたらすが不明で、有効性を判断できない
2. 桂川の環境を悪化の懸念 利水振替の同等性に疑問
3. 一定の有効性 一方、上流部で土砂による新たな洪水被害が発生する可能性
4. どの程度、下流部の被害軽減に結びつくかは不明確

ダムに対して

意見書

- 事業中のダムについては、
 - ※治水面で一定の有効性
 - ※建設に伴う自然環境への悪影響が懸念
 - ※「環境振替」と「利水振替」の論理性ならびに同等性に問題
- ※『事業中のダムはいずれも、中止することも選択肢の一つとし、提言の趣旨を尊重した技術的な見直しが必要』

おわりに



天ヶ瀬ダム再開発

基礎原案

- ※天ヶ瀬ダム再開発として示された「ダムの発電能力の増大」
 - 「琵琶湖周辺の浸水被害の軽減」を目的として、琵琶湖からの放流(いわゆる疎放)を増大
 - 瀬田川発電から宇治川沿いの西地区に至る区間の洪水能力増大の一連の事業の一つ

意見書

- ※一節論では、洪水能力の向上は治水機能の向上に貢献
- ※増大量:琵琶湖沿岸部での治水対策ならびに瀬田川発電から宇治川沿の西地区に至る区間の洪水能力増大を考慮した総合的な検討結果をまとめる必要がある
- ※増大方法:各種の方法を併用して、環境に及ぼす影響が少ない方法を選択 既存施設を活用してダム種別の選出に役立たせることを検討

川上ダム

基礎原案

1. 「上野地区における既往最大規模の洪水による浸水被害の解消」
2. 「下流部における浸水被害の軽減」等

意見書

1. 一定の効果あり ただし、集水圏が全体の一部に過ぎず効果は限定的
2. どの程度浸水被害を軽減できるかが不明確
 - ※代替案:さらに「越流堤高・長の変更」「新たな遊水地・放水路」などについて検討を
 - ※また、土地利用の規制・誘導などの流域対応についてもより積極的な検討を



■今後の淀川水系流域委員会について

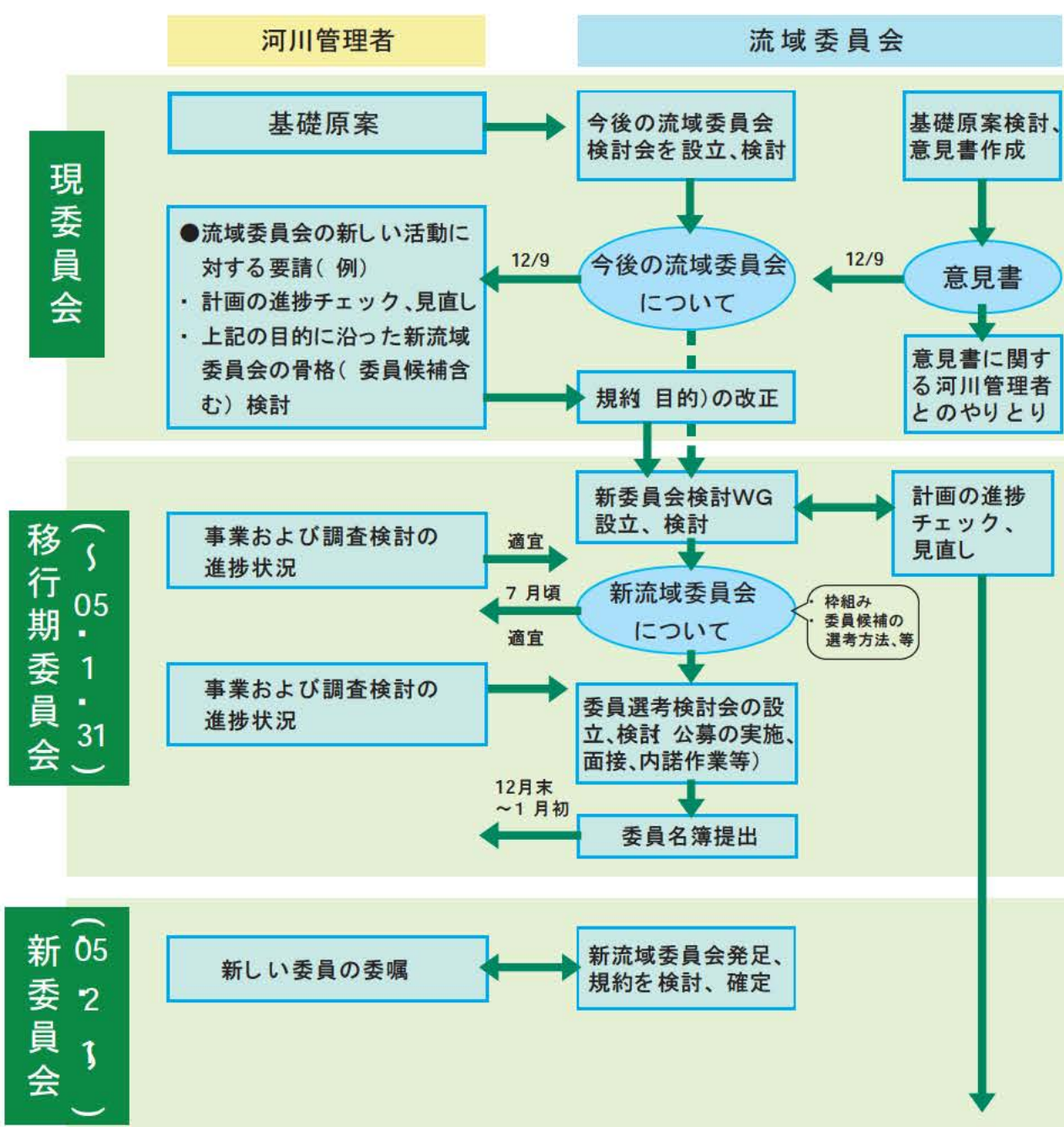
第27回委員会では、資料3-1「『今後の淀川水系流域委員会について（案）』検討の経緯」、資料3-2「今後の淀川水系流域委員会について（案）」および資料4「今後の予定について」をもとに今後の流域委員会について説明が行われ、資料3-2が承認されました。以下に、資料より一部の内容を抜粋して掲載いたします。

○今後の淀川水系流域委員会について（案）（資料3-2より）

〈基本的な方向〉

- ・現在の任期が終了する2005年1月31日までは、現行の体制で流域委員会を継続する。
- ・2005年2月1日からは、新体制（委員の大幅変更や部会構成の再編等を想定）とする。新体制の内容については、新委員会スタート半年程度前までに検討する。

○今後の進め方のイメージ（新委員会に向けての流れ）（資料4より）



意見書提出式



委員会終了後、意見書提出式が行われ、芦田委員長より近畿地方整備局河川部長に、意見書が手渡されました。

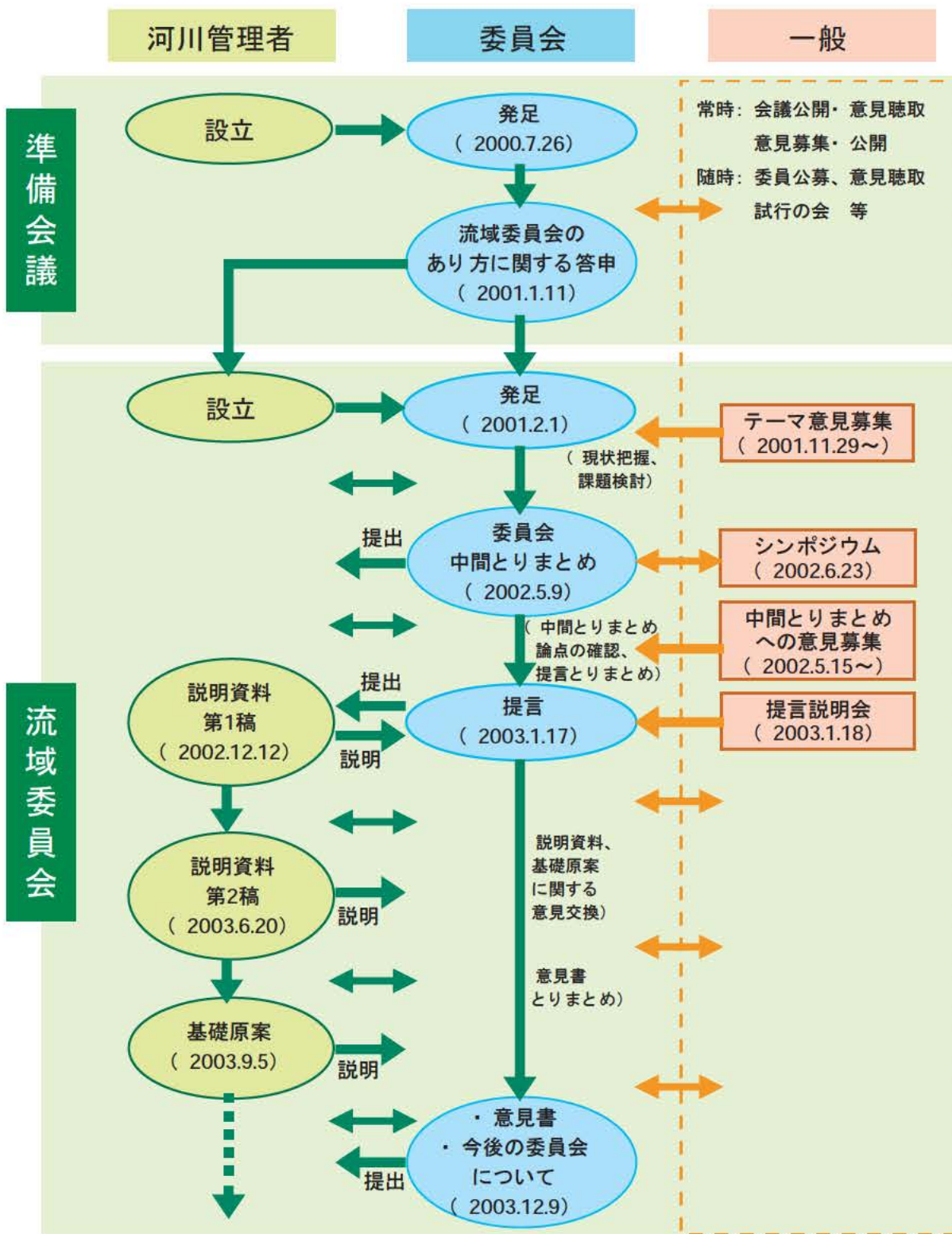
記者説明会

意見書提出式の後、記者説明会が行われました。説明後の質疑では、「なぜ、淀川水系だけが、従来とは違う理念の意見書を作成することができたのか」委員会方式で意見書を作成することに限界を感じたことはなかったか」等の質問が寄せられました。



記者説明会の資料より 抜粋

■ 淀川水系流域委員会の経緯（河川管理者および一般とのやりとりを中心に）



配付資料リスト

資料リスト		資料請求 No
議事次第		R 27-A
資料1	意見書とりまとめの経緯	R 27-B
資料2-1	淀川水系流域委員会 意見書(案) 031209版	R 27-C
資料2-1補足	意見書 説明資料 ~新たな川づくりを目指して~	R 27-D
資料2-2	意見書1 委員会意見「1.基礎原案本文に対する意見案」への委員からのご意見	R 27-E
資料2-3	意見書1 委員会意見「2.具体的な整備内容シートに対する意見」への委員からのご意見	R 27-F
資料2-4	「淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書整備内容シートに対する意見(作業部会案) 031124版」に対する意見質問: 河川管理者からの提供資料	R 27-G
資料3-1	「今後の淀川水系流域委員会について(案)」検討の経緯	R 27-H
資料3-2	今後の淀川水系流域委員会について(案)	R 27-I
資料4	今後の予定について	R 27-J
参考資料1	委員および一般からのご意見	R 27-K
参考資料2-1	円卓会議アンケート 結果: 河川管理者からの提供資料	R 27-L
参考資料2-2	円卓会議総括報告(淀川河川事務所管内実施分): 河川管理者からの提供資料	R 27-M
共通資料	淀川水系河川整備計画基礎原案: 河川管理者からの提供資料	R 27-N

注: 紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.18の「配付資料及び提言の閲覧・入手方法」をご覧ください。



委員会 委員リスト

2003.12.9現在(五十音順、敬称略)

No.	氏名	対象分野	所 属 等	兼任状況	
				地域別部会	テーマ別部会
1	芦田 和男 (委員長)	河川環境一般	京都大学 名誉教授 財団法人 河川環境管理財団 研究顧問	-	治水部会
2	有馬 忠雄	植物	大阪府 自然環境保全指導員	淀川部会	環境 利用部会 住民参加部会
3	池淵 周一 (利水部会長)	水資源(水文学、水資源工学)	京都大学防災研究所 教授	猪名川部会	治水部会 利水部会
4	井上 良夫	地域の特性に詳しい委員(水辺の遊び)	BSCウォータースポーツセンター 校長	琵琶湖部会	環境 利用部会
5	今本 博健 (治水部会長)	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学 名誉教授	淀川部会	治水部会 利水部会
6	江頭 進治	河道変動	立命館大学理工学部 教授	琵琶湖部会	環境 利用部会 治水部会
7	大手 桂二	砂防	京都府立大学 名誉教授	淀川部会	治水部会
8	荻野 芳彦	農業関係(農業水利)	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科 教授	淀川部会	利水部会 住民参加部会
9	嘉田 由紀子	地域 まちづくり (環境社会学、文化人類学、住民参加論)	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	琵琶湖部会	住民参加部会
10	川上 聰	地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーク・市民活動)	木津川源流研究所 所長 三重大学人文学部 非常勤講師	淀川部会	環境 利用部会 利水部会 住民参加部会
11	川那部 浩哉 (琵琶湖部会長)	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長	琵琶湖部会	治水部会
12	川端 善一郎	生態系	京大大学生態学研究センター 教授	琵琶湖部会	環境 利用部会
13	紀平 肇	動物	中間法人 水生生物保全研究会 理事	淀川部会	環境 利用部会
14	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授 京都府内水面漁場管理委員会 会長	琵琶湖部会	環境 利用部会
15	小竹 武	地域の特性に詳しい委員	大阪市内十三中学校 校医 小竹医院 院長 淀川ネイチャークラブ 会長	淀川部会	住民参加部会
16	小林 圭介	植物(植物社会学)	滋賀県立大学 名誉教授 永源寺町教育委員会 教育長	琵琶湖部会	環境 利用部会
17	宗宮 功 (環境 利用部会長)	水質(水質工学)	京都大学名誉教授 龍谷大学教授	琵琶湖部会	環境 利用部会
18	田中 真澄	地域の特性に詳しい委員 (自然哲学)	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 市民投票の会 共同代表	淀川部会	環境 利用部会 住民参加部会
19	田中 哲夫	漁業関係(魚類生態学)	兵庫県立姫路工業大学 自然 環境科学研究所 助教授	猪名川部会	環境 利用部会
20	谷田 一三	動物 (河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授	淀川部会	環境 利用部会
21	田村 悦一	法律(行政法)	京都橘女子大学文化政策学部 教授	淀川部会	住民参加部会
22	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員 (幅広い分野の人のネットと コーディネイト)	川とまちのフォーラム・京都 世話役	淀川部会	住民参加部会
23	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員 (自然 環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	琵琶湖部会	環境 利用部会 利水部会

No.	氏名	対象分野	所 属 等	兼任状況	
				地域別部会	テーマ別部会
24	寺田 武彦 (淀川部会長)	法律	弁護士 日弁連公害対策 環境保全委員会 元委員長	淀川部会	利水部会 住民参加部会
25	寺西 俊一	経済(環境経済学、環境政策論)	一橋大学大学院経済学研究科 教授	-	環境 利用部会
26	中村 正久	水環境(環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所 所長	琵琶湖部会	環境 利用部会
27	西野 麻知子	動物(陸水動物学)	滋賀県琵琶湖研究所 総括研究員	琵琶湖部会	環境 利用部会 治水部会
28	仁連 孝昭	経済	滋賀県立大学環境科学部 教授	琵琶湖部会	利水部会
29	畑 武志	農業関係	神戸大学農学部 教授	猪名川部会	住民参加部会
30	服部 保	植物(植物生態学)	兵庫県立姫路工業大学 自然 環境科学研究所 教授	猪名川部会	環境 利用部会
31	原田 泰志	漁業関係	三重大学生物資源学部 助教授	淀川部会	環境 利用部会
32	尾藤 正二郎	マスコミ	神戸親和女子大学文学部 教授	-	治水部会
33	畚野 剛	地域の特性に詳しい委員	川西自然教室 代表	猪名川部会	治水部会
34	藤井 絢子	地域の特性に詳しい委員	滋賀県環境生活協同組合 理事長	琵琶湖部会	住民参加部会
35	細川 ゆう子	地域の特性に詳しい委員 (住民運動)	猪名川の自然と文化を守る会	猪名川部会	環境 利用部会 利水部会
36	本多 孝	地域の特性に詳しい委員 (環境教育、人と自然のかかわり)	みのお山自然の会 会長	猪名川部会	住民参加部会
37	榎村 久子	地域 まちづくり (地域計画・景観文化論)	京都女子大学現代社会学部 教授 (社)なら女性フォーラム 副理事長	淀川部会	環境 利用部会 利水部会
38	榊屋 正	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	淀川部会	環境 利用部会 治水部会 利水部会
39	松岡 正富	地域の特性に詳しい委員	滋賀県漁業青年部 理事 朝日漁業協同組合 監事	琵琶湖部会	環境 利用部会
40	松本 馨	地域の特性に詳しい委員 (地域自然保護活動、淡水生物調査、 環境 自然保護)教育)	池田 人と自然の会 代表	猪名川部会	住民参加部会
41	水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授	琵琶湖部会	治水部会
42	三田村 緒佐武 (住民参加部会長)	環境教育 (水環境教育、生物地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授	琵琶湖部会	環境 利用部会 住民参加部会
43	村上 悟	地域の特性に詳しい委員 (鳥類生態、ラムサール条約)	琵琶湖ラムサール研究会 代表	琵琶湖部会	利水部会 住民参加部会
44	森下 郁子	動物	大阪産業大学 人間環境学部 教授	猪名川部会	治水部会
45	矢野 洋	水質	神戸市水道局水質試験所 所長	猪名川部会	環境 利用部会
46	山村 恒年	法律 行政法 環境法)	弁護士 元神戸大学教授	-	環境 利用部会 住民参加部会
47	山本 範子	地域の特性に詳しい委員	流域住民	淀川部会	環境 利用部会 治水部会
48	吉田 正人	自然保護(自然保護、生態学)	財団法人 日本自然保護協会 常務理事	-	環境 利用部会
49	米山 俊直 (猪名川部会長)	水文化	京都大学 名誉教授 大手前大学 学長	猪名川部会	住民参加部会
50	鷲谷 いづみ	植物(植物生態学、保全生態学)	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授	-	環境 利用部会
51	和田 英太郎	水質(同位体生態学)	総合地球環境学研究所 教授	淀川部会	環境 利用部会
52	渡辺 賢二	水環境	上桂川漁業協同組合 元事務局長	淀川部会	環境 利用部会

注 対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

これまで開催された会議等について

第27回委員会 平成15年12月9日)までに、以下の会議が開催されています。

委員会	琵琶湖部会	淀川部会	猪名川部会
第1回 ~第6回 平成13年開催	第1回 ~第8回 平成13年開催	第1回 ~第10回 平成13年開催	第1回 ~第6回 平成13年開催
第7回 H14/2/1 金)	第9回 H14/1/24 木)		第7回 H14/1/18 金)
第8回 H14/2/21 木)	第10回 H14/2/19 火) (意見聴取の会含む)	第11回 H14/1/26 土) (意見聴取の会含む)	第8回 H14/1/27 日) (意見聴取の会含む)
第9回 H14/3/30 土) (意見聴取の会含む)	第11回 H14/3/13 水)	第12回 H14/2/5 火)	第9回 H14/2/15 金)
第10回 H14/4/26 金)	第12回 H14/4/7 日)	第13回 H14/3/14 木)	第10回 H14/3/4 月)
第11回 H14/5/15 水)	第13回 H14/5/12 日)	第14回 H14/4/5 金)	第11回 H14/6/11 火)
第12回 H14/6/6 木)	第14回 H14/6/4 火) (現地視察)	第15回 H14/5/21 月)	第12回 H14/7/11 木)
第13回 H14/7/30 火)	第15回 H14/6/17 月)	第16回 H14/6/24 月)	第13回 H14/8/20 火)
第14回 H14/9/12 木)	第16回 H14/7/4 木)	第17回 H14/7/31 水)	第14回 H14/10/1 火)
第15回 H14/12/5 木)	第17回 H14/8/8 木)	第18回 H14/9/24 火)	第15回 H14/10/11 木)
第16回 H15/1/17 金)	第18回 H14/10/3 木)	第19回 H14/10/29 火)	第16回 H14/11/8 金)
第17回 H15/1/24 金)	第19回 H14/11/9 土)	第20回 H14/12/13 金)	第17回 H14/12/12 木)
第18回 H15/2/24 月)	第20回 H14/12/14 土)	第21回 H15/7/5 土)	第18回 H15/7/1 火)
第19回 H15/3/21 木)	第21回 H15/1/29 水)	第22回 H15/8/26 火)	第19回 H15/9/2 火)
第20回 H15/4/21 月)	第22回 H15/5/19 月)	第23回 H15/10/13 月)	第20回 H15/10/9 木)
第21回 H15/5/16 金)	第23回 H15/6/10 火)		
第22回 H15/6/20 金)	第24回 H15/7/18 金)		
第23回 H15/7/12 土)	第25回 H15/8/25 月)		
第24回 H15/9/5 金)	第26回 H15/9/24 水)		
第25回 H15/9/30 火)	第27回 H15/10/23 木)		
第26回 H15/10/29 水)			
環境・利用部会	治水部会	利水部会	住民参加部会
第1回 H15/3/8 土)	第1回 H15/3/8 土)	第1回 H15/3/8 土)	第1回 H15/2/24 月)
第2回 H15/3/21 木)	第2回 H15/3/21 木)	第2回 H15/3/21 木)	第2回 H15/3/21 木)
第3回 H15/4/10 木)	第3回 H15/4/10 木)	第3回 H15/4/14 月)	第3回 H15/4/11 金)
第4回 H15/4/17 木)	第4回 H15/4/14 月)	第4回 H15/9/2 火)	第4回 H15/4/18 金)
第5回 H15/5/29 木)	第5回 H15/8/25 月)		第5回 H15/5/21 火)
第6回 H15/8/25 月)	第6回 H15/10/24 金)	第5回 H15/10/24 金)	第6回 H15/8/28 木)
第7回 H15/10/15 水)			第7回 H15/10/23 木)
その他			
設立会	H13/2/1 木)	シンポジウム	H14/6/23 日)
発足会	H13/2/1 木)	拡大委員会	H14/11/13 水)
第1回 合同懇談会	H13/2/1 木)	提言説明会	H15/1/18 土)
第1回 合同勉強会	H14/4/11 木)		

配付資料及び意見書の閲覧・入手方法

以下の方法で資料及び意見書を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページによる閲覧

配付資料及び意見書は、ホームページで公開しております。

郵送

郵送による配付資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「意見書」の入手

意見書の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「意見書希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。

※頂いた個人情報については、上記資料及び提言の送付のみに使用させていただきます。

ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。

ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。

※氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、上記までお寄せ下さい。

※寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

※ご意見を公表する場合には、団体・会社名 または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

※ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

■ホームページ <http://www.yodoriver.org>

■E-mail k-kim@mri.co.jp

■TEL 06-6341-5983

■FAX 06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務
(株)三菱総合研究所 関西研究センター内

淀川水系流域委員会 委員会ニュース No.27

2003年12月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....
研究員：新田、柴崎、水嶋

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2 (近鉄堂島ビル7F)

TEL: (06) 6341-5983 FAX: (06) 6341-5984

E-mail: k-kim@mri.co.jp

●流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局／淀川河川事務所／琵琶湖河川事務所／大戸川ダム工事事務所／淀川ダム統管理事務所／猪名川河川事務所／猪名川総合開発工事事務所／木津川上流河川事務所／水資源機構 関西支社／滋賀県 土木交通部河港課／京都府 土木建築部河川課／大阪府 土木部河川室／兵庫県 土木部河川課／奈良県 土木部河川課／三重県 伊賀県民局 等

*ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。